

工事請負契約書

注文者と請負者は互いに協力し、信義を守り誠実にこの契約書を履行する。

注文者 _____ 様(以下「甲」という)と請負者 有限会社太陽工務店 (以下「乙」という)とは
工事名称 _____ (以下「本工事」という)について、下記の通り、工事請負契約を締結する。

第1条 工事概要

1. 本工事の工事概要は、以下の通りとする。

工事名称	
工事場所	
工期予定	着工予定 ~ 完工予定

2. 本工事の内容は、別紙の見積書2020. . 付け、図面及び仕様書の通りとする。

第2条 請負代金

本工事の請負代金は、金 _____ 円、内消費税 _____ 円とする。
尚、その内訳は、別紙の見積書の通りとする。

第3条 請負代金の支払い方法

1. 前条の請負代金の支払い方法は、次の通りとする。

(1)内訳 現金 _____ 円、住宅ローン _____ 円
(2)支払い時期

回数	支払内容	支払時期	支払金額	支払単位
第1回	契約成立時・着手金	契約日より1週間以内	金	円也
第2回	工事中間金(1)	上棟より1週間以内	金	円也
第3回	工事中間金(2)		金	円也
第4回	工事完了金	工事完了より1週間以内	金	円也
第5回	住宅ローン融資時	実行同日	金	円也

2. 甲が銀行振込により乙に工事代金を支払った場合、甲からの申し出がない限り、乙は甲に領収書を発行しないものとする。

第4条 工事内容の変更

1. 甲は必要に応じ工事内容の追加や変更を申し出ることができ、この場合、甲と乙は請負代金や工期の変更について協議して決定する。
2. 前項の場合、甲と乙はその都度、追加変更工事同意書を締結するものとする。

第5条 不可抗力による工期の延長

乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良あるいは天災、その他乙の怠慢にあらざる事由により、工事期間内に工事を完成することが出来ない場合は、速やかに甲にその理由を申し述べ、工事期間の延長を求める事が出来る。

第6条 危険負担

天災地変、風水火災、その他注文者、請負者のいずれにもその責を帰することのできない事由などの不可抗力によって、工事の既成部分に損害が生じた場合、乙が善良な管理者としての注意を怠っていないときは、甲がこれを負担する。

第7条 第三者への損害及び紛議

1. 乙は、本工事の施工にあたり、第三者に対する損害の発生防止に必要な処置を講じるものとする。
2. 本工事の施工が原因で、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議が生じたときは、甲・乙が協力して処理解決にあたるものとする。
3. 前項に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じたものについては乙の負担とするが、甲の責に帰する事由により生じたものについては、甲の負担とする。

第8条 予測不可能な状態について

解体してから初めて分かった、契約時に予測不可能な既存建築の状態が原因で、予定の施工が不可能になった場合、甲と乙が協議して実状に即した工事内容に変更する。尚、その際に新たな費用を要する場合は、甲の負担とする。

第9条 工事の中止と契約の解除

1. 乙は、下号に記載したいずれかの事由が発生したとき、工事の中止または本契約の解除をすることができる。
 - (1)甲が第3条に記載した工事代金の支払いを遅滞し、乙が催告しても甲がこれを支払わないとき。
 - (2)甲の責に帰する事由による工事の中止または遅延の期間が、2ヶ月間または予定工期の3分の1以上に達したとき。
 - (3)甲が本契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと、乙が判断したとき。
 - (4)甲が工事代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。金融機関とローン契約の実行が不可能となったとき。

第10条 遅延損害金

乙は、甲が工事代金の支払いを遅滞したときは、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を甲に請求することができる。

第11条 瑕疵担保責任

乙は本工事の瑕疵について、工事の引渡日より別紙に定める期間、内容によりその責任を負う。

第12条 紛争の解決

本契約に関し紛争が生じた場合は、甲と乙の二者間で誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

第13条 合意管轄

本契約に関し紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合、本工事場所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第14条 その他

本契約に定めのない事項は、双方協議して定め、甲と乙は互いに対等な立場で協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

令和 年 月 日

注文者(甲) 住所

氏名

印

請負者(乙) 住所 千葉県千葉市緑区平川町1548

氏名 有限会社太陽工務店 代表取締役 若菜智一

印